

意見書

2025 年 5 月 30 日

田代 桂子

誠に恐縮ではございますが、金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」（第 7 回）を所用により欠席させていただくこととなりましたため、書面にて意見を提出させていただきます。

（１）適用時期について

時価総額 3 兆円以上企業は 2027 年 3 月期からの適用開始を基本とする一方で、1 兆円以上及び 5,000 億円以上企業については「柔軟に対応」とし、適用時期の決定を先送りする案が示されておりますが、企業の開示準備を促進する観点から、これは適切ではないと考えております。

その理由は、適用時期が不明確なままでは、企業においても準備作業への着手が遅れ、結果として制度の円滑な導入が困難となることが懸念されるためです。リソースの確保が難しいという企業の声に配慮されたご判断と拝察いたしますが、制度導入においては、ある程度「決め打ち」で一定の方針を明示いただくことが重要であると考えます。適用時期が明確に定まることで、企業としても具体的な計画を立てやすくなり、結果として制度の実効性が高まるものと考えます。したがって、1 兆円以上及び 5,000 億円以上の企業についても、従来通りの適用時期をお示しいただきたいと思います。そのうえで、状況を見て変更が必要な事象が生じた場合は、その時点で再検討する形としてはいかがでしょうか。

（２）見積りの更新について

見積りの数値の開示後に確定値が判明した際に、企業が自発的に情報を更新する場合、その開示媒体として臨時報告書を含む開示を活用することも一案ではないかと考えます。

従来より、金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループにおいても、臨時報告書を含む開示の実効性に対する懸念が指摘されてまいりました。今回の制度改正を契機として、これらの活用を促すことで、重要な情報の開示が適時に行われる枠組みの整備にも繋がるのではないかと期待しております。

以上、簡単ではございますが、意見を申し述べさせていただきました。ご参考となれば幸甚に存じます。

以上